



---

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和5年6月30日

富山県公安委員会委員長 金井 豊

### 富山県公安委員会規則第7号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第56条の9」を「第56条の10」に改める。

第16条第3項中「自動車又は原動機付自転車」を「自動車又は一般原動機付自転車」に改める。

第26条第1項第11号を次のように改める。

道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

第46条中「又は第15号」を「、第15号又は第16号」に改める。

第56条の9第2項中「（様式第41号の5）」を「（様式第41号の9）」に改め、第3項中「（様式第41号の6）」を「（様式第41号の10）」に改め、第4項中「（様式第41号の7）」を「（様式第41号の11）」に改め、同条を第56条の10とする。

第56条の8第1項中「法第108条の3の4」を「法第108条の3の5第2項」に改め、「府令別記様式第22の11の3」を「府令別記様式第22の11の4」に改め、第2項中「（様式第41号）」を「（様式第41号の5）」に改め、第3項中「（様式第41号の2）」を「（様式第41号の6）」に改め、「及び第27条第4項に規定する申請用写真」を削り、第4項中「公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書（様式第41号の3）を交付するものとする。」を「公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者が講習終了後に証明書の交付を求めた場合は、自転車運転者講習終了証書（様式第41号の7）を交付するものとする。」に改め、第5項中「（様式第41号の4）」を「（様式第41号の8）」に改め、同条を第56条の9とし、第56条の7の次に次の1条を加える。

---

(特定小型原動機付自転車運転者講習)

**第56条の8** 法第108条の3の5第1項に規定する講習は、公安委員会から府令別記様式第22の11の3の受講命令書の交付を受けた者に対して、講習日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 受講命令を受け、前項の受講命令書の交付を受けた者は、公安委員会に対し、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書（様式第41号）を提出するものとする。
- 3 第1項の講習を受けようとする者は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書（様式第41号の2）に県手数料条例第3条に規定する講習手数料の額の県証紙を貼付して、受講の申出をしなければならない。
- 4 公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者が講習終了後に証明書の交付を求めた場合は、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（様式第41号の3）を交付するものとする。
- 5 特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の交付を受けた者は、これを亡失、滅失又は棄損したときは、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書（様式第41号の4）により、公安委員会に再交付を申請することができる。

この場合において、講習終了後に住居地を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更している者が再交付を申請するときは、変更後の住居地を管轄する都道府県公安委員会を経由して、公安委員会に再交付を申請するものとする。

様式第41号の7（第56条の9関係）を様式第41号の11（第56条の10関係）に改め、様式第41号の6（第56条の9関係）を様式第41号の10（第56条の10関係）に改め、様式第41号の5（第56条の9関係）を様式第41号の9（第56条の10関係）に改め、様式第41号の4（第56条の8関係）を様式第41号の8（第56条の9関係）に改める。

様式第41号の3（第56条の8関係）中「道路交通法第108条の2第1項第15号」を「道路交通法第108条の2第1項第16号」に改め、「印」を削り、様式第41号の7（第56条の9関係）とする。

様式第41号の2（第56条の8関係）中「写真貼付枠」を削り、「道路交通法第

---

108条の2第1項第15号」を「道路交通法第 108条の2第1項第16号」に改め、「1 写真は6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものとしてください。」を削り、「2」を「1」に改め、「3」を「2」に改め、「4」を「3」に改め、様式第41号の6（第56条の9関係）とする。

様式第41号（第56条の8関係）を様式第41号の5（第56条の9関係）に改め、様式第41号、様式第41号の2、様式第41号の3及び様式第41号の4を次のように加える。

様式第41号（第56条の8関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

住 所

連絡先

氏 名

私は、年 月 日から 年 月 日までの間に、特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	年 月 日 午前 時 分から 午後

## 様式第41号の2 (第56条の8関係)

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書								
年 月 日								
富山県公安委員会 殿								
申込者								
住 所								
氏 名								
道路交通法第 108条の2 第1項第15号に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令があったので、講習手数料を添えて申し込みます。								
※講習日時								
※講習場所								
講習手数料	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 33%;">富山県収入証紙</td><td style="width: 33%;">富山県収入証紙</td><td style="width: 33%;">富山県収入証紙</td></tr><tr><td>富山県収入証紙</td><td>富山県収入証紙</td><td>富山県収入証紙</td></tr></table>		富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙
富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙						
富山県収入証紙	富山県収入証紙	富山県収入証紙						

- 備考 1 「講習手数料」欄には、富山県収入証紙を貼付してください。
- 2 申込者は、※欄の講習日時、講習場所は記入しないでください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第41号の3 (第56条の8関係)

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

富山県公安委員会







## 別記様式

富山県知事 殿			年 月 日	
			所在地	
			使用者団体名	
			代表者名	
富山県労働委員会委員候補者の推薦について				
労働組合法施行令第21条第1項の規定により、富山県労働委員会の使用者を代表する委員候補者として、次の者を推薦します。				
氏名	生年月日	住所	所属会社・工場の名称及び地位	経歴



- 44 第75条の12第2項の規定による申請書の受理に関する事
- 45 第75条の13第1項の規定による審査及び同条第2項の規定による意見の聴取に関する事
- 46 第75条の16第1項の規定による許可事項の変更の許可申請の受理に関する事
- 47 第75条の16第3項の規定による軽微な変更の届出に関する事
- 48 第75条の16第4項の規定による変更届出の受理に関する事
- 49 第75条の17の規定による公示に関する事
- 50 第75条の25第1項の規定による特定自動運行に関する報告若しくは資料の提出又は警察職員による立入り若しくは質問に関する事
- 51 第75条の25第4項の規定による照会又は協力の求めに関する事
- 52 第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示及び同条第2項の規定による意見の聴取に関する事
- 53 第75条の27第3項の規定による取消しの公示に関する事
- 54 第75条の28第3項の規定による報告の受理に関する事
- 55 第75条の29の規定による国家公安委員会への報告に関する事

別表道路交通法（昭和35年法律第105号）第38号を第42号とし、第4号から第37号までを4号ずつ繰下げ、第3号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 7 第44条第2項第2号の規定による乗合自動車の停留所等における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に係る合意及び公示
- 第2号の次に次の3号を加える。
- 3 第15条の3第1項の規定による遠隔操作による通行の届出の受理及び同条第3項の規定による届出番号等の通知に関する事
  - 4 第15条の5第1項の規定による遠隔操作小型車の使用者に対する報告若しくは資料の提出又は警察職員による立入り若しくは質問に関する事
  - 5 第15条の6の規定による遠隔操作小型車の使用者に対する指示に関する事

別表道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の項第29号中「第38条第16項」を「第38条第18項」に改め、第35号を第38号とし、第5号から第34号までを3号ずつ繰下げ、第4号の次に次の3号を加える。



所在及び地番	地目	面積
中新川郡立山町米道 221番1	田	2,929m <sup>2</sup>
中新川郡立山町米道 243番1	田	2,888m <sup>2</sup>
中新川郡立山町米道 244番1	田	2,967m <sup>2</sup>
中新川郡立山町米道 360番1	田	713m <sup>2</sup>

## 2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

## 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

地番	農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
米道221番1 米道243番1 米道244番1	令和6年3月31日	3年	47,430円
米道360番1	令和5年9月30日	5年6月	16,254円

## 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

### (1) 提出期限

令和5年7月14日

### (2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

### (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

### 財政概況及び地方公営企業の業務の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び富山県財政概況の作成及び公表に関する条例（昭和23年富山県条例第6号）の規定による令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間における富山県財政概況並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項並びに富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）第10条、富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）第6条及び富山県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和62年富山県条例第41号）第6条の規定による令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間における富山県の地方公営企業の業務の状況を別紙のとおり公表します。

（なお、「別紙」については省略し、富山県経営管理部財政課並びに市役所及び町村役場に備えて閲覧に供します。）

令和5年6月30日

富山県知事 新 田 八 朗

